

令和7年5月12日

厚生保健委員会

健康医療課

浜松市夜間救急室の使用料の債権放棄について

1. 概要

浜松市夜間救急室は初期救急患者を診察する医療機関として開設されており、浜松市夜間救急室の使用料は外来患者の診療費と薬剤費の一部である。

2. 債権放棄に至る経緯

使用料の未払金については、利用した患者等に対し、督促状や催告状の送付、また、電話・訪問による催告など再三にわたり回収に努めてきたが、債務者と連絡がつかないなど債権の未収が生じている。

このうち、債務者が死亡し、かつ生前に生活保護法の規定による保護を受け資力や被相続財産もなく債務も継承される見込みがない1件3,510円、徴収停止から1年経過したが履行見込みのない2件8,600円、債務者が死亡しその相続人が相続放棄している1件4,570円の未収金について、令和7年2月14日開催の債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの結論を得たことから、浜松市債権管理条例の規定に基づき債権を放棄することとした。

3. 債権放棄の内容等

(1) 放棄件数・金額

放棄債権	放棄理由	債権放棄該当事項 (浜松市債権管理条例適用条項)	件	放棄額 (円)
浜松市 夜間救急室 使用料	債務者が死亡し、生前生活保護を受給していたことから資力や被相続財産もなく、債務も継承される見込みがないため。	第12条第1項第1号	1	3,510
	徴収停止から1年経過したが履行見込みがないため。	第12条第1項第6号	2	8,600
	債務者が死亡しその相続人が相続放棄しているため。	第12条第1項第7号	1	4,570
合計			4	16,680

(2) 放棄年月日 令和7年3月24日 4件 16,680円

【参考】 浜松市債権管理条例（抜粋）

（その他の債権の放棄）

第 12 条 市長は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- （1） 債務者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- （2） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- （3） 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- （4） 当該債権について、第 8 条ただし書に規定する市長が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- （5） 第 8 条に規定する強制執行等又は第 9 条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- （6） 第 10 条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- （7） 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人が存在しない場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- （8） 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。